



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*7 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(情報政策課)
- 告示
  - 306 平成20年度加太土砂採取事業環境監視に係る水質測定業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総合交通政策課)
  - 307 第10次鳥獣保護事業計画の決定 (環境生活総務課)
  - 308 平成12年和歌山県告示第450号(和歌山県青少年の家使用料の徴収事務の委託)の廃止 (青少年課)
  - 309 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
  - 310 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
  - 311 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 ( " )
  - 312 和歌山県保健医療計画(平成15年和歌山県告示第564号)の変更 (医務課)
  - 313 平成20年度計量器定期検査 (商工観光労働総務課)
  - 314 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
  - 315 県営土地改良事業計画の決定 (農村計画課)
  - 316 肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
  - 317 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
  - 318 道路の区域変更 (道路保全課)
  - 319 新道路の供用開始等 ( " )
  - 320 道路の区域変更 ( " )
  - 321 新道路の供用開始等 ( " )
  - 322 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表 (河川課)
  - 323 " ( " )
  - 324 " ( " )
  - 325 " ( " )
  - 326 " ( " )
  - 327 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (漁港課)
- 会計管理者訓令
  - \*1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (出納室)
- 公告
  - 入札公告 (総合交通政策課)
  - " (教育委員会)
- 監査公表

監査公表第7号  
監査公表第8号

## 規 則

### 和歌山県規則第7号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

感染症の子防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年和歌山県規則第71号)	第20条第1項及び第2項
和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)	第2条第1項第4号、第4号の2、第4号の3及び第4号の4

### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年和歌山県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第22条に次のただし書を加える。

ただし、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年和歌山県条例第50号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合にあつては、直接知事に提出するものとする。

## 告 示

### 和歌山県告示第306号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき平成20年度加太土砂採取事業環境監視に係る水質測定業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 業務の名称

平成20年度加太土砂採取事業環境監視に係る水質測定業務

## (2) 業務の内容等

仕様書による。

## 2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年3月14日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する濃度に係る計量証明事業の登録を受けている者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村民税に未納がない者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書（法人にあっては法務局、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。）

オ 財務諸表（直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者には、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書）

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全種目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 誓約書

ケ 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第4

4条第1項に規定する登録証（濃度に係るものに限る。）

の写し

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、イ、カ、ク及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年3月14日（金）から平成20年3月24日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月14日（金）から平成20年3月25日（火）までの間に和歌山県企画部計画局総合交通政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年3月14日（金）から平成20年3月25日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

## 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部計画局総合交通政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2352

ファクシミリ番号 073-441-2340

## 6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月31日（月）までに通知する。

## 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年4月4日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年4月9日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第307号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を別紙のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県環境生活部自然環境室及び各振興局に備え付けて縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
岩柔8-19	たか接骨院	岩出市金屋252-6	平成20.1.28

和歌山県告示第308号

平成12年和歌山県告示第450号(和歌山県立青少年の家使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第310号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第309号

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010101099	ヘルパーステーション内原	和歌山市内原1021番地の11	居宅介護 重度訪問介護	有限会社ヘルパーステーション内原	和歌山市内原1021番地の11	平成20.2.1

和歌山県告示第311号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100125	さくらそう和歌山	居宅介護 重度訪問介護	事業者の名称	株式会社クリスタル介護センター	株式会社日本エルダリーケアサービス	平成20.1.1
3012300020	さくらそう新宮	居宅介護 重度訪問介護	事業者の名称	株式会社クリスタル介護センター	株式会社日本エルダリーケアサービス	平成20.1.1
3012300046	ニチイケアセンター新宮	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	新宮市新宮3720-3	新宮市新宮3720-1	平成20.1.10

和歌山県告示第312号

和歌山県保健医療計画(平成15年和歌山県告示第564号)を次のとおり変更したので、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第12項の規定に基づき告示する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

(「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を和歌山県福祉保健部健康局医務課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

和歌山県告示第313号

計量法(平成4年法律第51号)第21条第2項の規定により、平成20年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので告示する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及び

おもり

2 実施区域、実施場所及び実施の期日

実施区域	実施場所	実施年月日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	平成20年4月24日
	紀美野町役場国吉出張所	"
	ながみね農業協同組合美里支店	"
	紀美野町農業構造改造センター	平成20年4月25日
	ながみね農業協同組合野上統合撰果場	"
海南市	旧ながみね農業協同組合加茂支店	平成20年5月8日
	海南市下津港湾防災会館	"
	塩津コミュニティセンター	平成20年5月9日
	海南市下津行政局	"
	海南市役所野上支所	平成20年5月14日
	大野公民館	"
	亀川公民館	"
	内海公民館	平成20年5月15日
	黒江公民館	"
	海南保健福祉センター	平成20年5月16日
広川町	広川町役場	平成20年5月29日
湯浅町	湯浅中央公民館	平成20年6月5日
	"	平成20年6月6日
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	平成20年6月11日
	有田川町清水保健センター	"
	ありだ農業協同組合清水支所粟生店	平成20年6月12日
	JAありだAQ総合第2選果場	"
	有田川町金屋文化保健センター	平成20年6月13日

	JAありだAQ中央選果場	平成20年6月25日
		平成20年6月26日
		平成20年6月27日
岩出市	岩出地区公民館	平成20年7月25日
串本町	串本町公民館和深支館	平成20年7月29日
	串本町公民館田並支館	"
	串本町文化センター	平成20年7月30日
	串本町役場古座分庁舎	平成20年7月31日
	山村交流センター	"
有田市	保田公民館	平成20年9月2日
	宮原公民館	"
	箕島漁村センター	平成20年9月3日
	初島公民館	"
	有田市民会館	平成20年9月5日
那智勝浦町	宇久井区コミュニティセンター(宇久井会館)	平成20年9月17日
	那智勝浦町役場色川出張所	"
	天満公民館	平成20年9月18日
	浦神漁業協同組合	"
	那智勝浦町役場下里出張所	"
	那智勝浦町役場太田出張所	"
	那智勝浦町役場	平成20年9月19日
北山村	北山村観光センター	平成20年10月2日
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	平成20年10月3日
	新宮市熊野川行政局	平成20年10月21日
	佐野会館	"

新宮市	新宮市民会館	平成20年 10月22日
	"	平成20年 10月23日
	高田グリーンランド	"
太地町	太地町公民館	平成20年 10月29日
	太地町漁業協同組合	"
古座川町	古座川町役場七川出張所	平成20年 10月30日
	古座川町役場明神出張所	"
	古座川町役場	平成20年 10月31日
紀の川市	紀の川市役所那賀支所	平成20年 11月12日
	紀の川市役所粉河支所	平成20年 11月13日
	桃山中学校体育館前	平成20年 11月14日
	紀の川市役所桃山支所	"
	中貴志コミュニティセンター	平成20年 11月19日
	紀の川市役所本庁南別館	平成20年 11月20日

和歌山県告示第314号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ジョーシン高野口店

- 和歌山県橋本市高野口町伏原字大門818番地 他2筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次  
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次  
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
  - 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年11月1日
  - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,225㎡
  - 駐車場の収容台数  
95台
  - 駐輪場の収容台数  
64台
  - 荷さばき施設の面積  
28㎡
  - 廃棄物等の保管施設の容量  
19㎡
  - 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時30分
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～午後10時
  - 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時
  - 届出年月日  
平成20年2月29日
  - 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
橋本市経済部商工観光課(和歌山県橋本市東家一丁目1番1号)  
伊都振興局産業振興部産業総務課(和歌山県橋本市市脇四丁目5番8号)
  - 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成20年3月14日～平成20年7月14日  
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第315号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営畑地帯総合整備事業みなべ地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの

旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類  
県営畑地帯総合整備事業みなべ地区の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間 平成20年3月17日から平成20年4月14日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画

課、日高振興局及びみなべ町役場

和歌山県告示第316号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第572号	混合有機質肥料	101 獣動物混合肥料	窒素全量10.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23年3月24日
和歌山県第573号	混合有機質肥料	91 獣動物混合肥料	窒素全量9.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23年3月24日
和歌山県第574号	混合有機質肥料	82 獣動物混合肥料	窒素全量8.0 りん酸全量2.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23年3月24日
和歌山県第575号	混合有機質肥料	86 獣動物混合肥料	窒素全量8.0 りん酸全量6.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23年3月24日
和歌山県第576号	混合有機質肥料	84 獣動物混合肥料	窒素全量8.0 りん酸全量4.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23年3月24日
和歌山県第577号	混合有機質肥料	77 獣動物混合肥料	窒素全量7.0 りん酸全量7.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23年3月24日
和歌山県第578号	混合有機質肥料	74 獣動物混合肥料	窒素全量7.0 りん酸全量4.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23年3月24日

和歌山県告示第317号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 日時 平成20年3月25日(火)午前10時から
- 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地  
水産会館 地階 中会議室
- 被聴聞者
  - 氏名 藪野祥万
  - 住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅155
  - 漁業許可 小型機船底びき網漁業
  - 許可番号 ワカ小型第153号
  - 船舶名 海王丸(WK3-18247)

和歌山県告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 425号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町大字南谷字峠谷383番1地先から同町大字南谷字峠谷375番1地先まで	旧	9.30 }	75.00	
同上	新	10.31 }	75.00	
		15.18		

和歌山県告示第319号

平成20年和歌山県告示第318号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第320号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高川町大字大又字小久保225番1地先から同町大字大又字式畝町117番5地先まで	旧	4.60 } 22.20	254.70	
同上	新	4.60 } 22.20	254.70	
同上	新	13.20 } 32.20	244.80	

和歌山県告示第321号

平成20年和歌山県告示第320号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第322号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により紀の川水系橋本川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県伊都振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第323号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により次の河川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

水系名	河川名
紀の川	和田川
亀の川	亀の川

和歌山県告示第324号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により次の河川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県海草振興局建設部海南工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

水系名	河川名
亀の川	亀の川
日方川	日方川
加茂川	加茂川

和歌山県告示第325号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により次の河川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県有田振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

水系名	河川名
山田川	山田川
広川	広川

和歌山県告示第326号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により次の河川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が

浸水した場合に想定される水深を定めたので告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県日高振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

水系名	河川名
印南川	印南川
切目川	切目川

和歌山県告示第327号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を海南市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで縦覧に供する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県海南市日方1525番6
- (2) 名称 海南市
- (3) 代表者住所 和歌山県海南市名高503番地7
- (4) 代表者氏名 海南市長 神出政巳

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県海南市下津町大字塩津字鈴山123番地17並びに同所字妙見286番地、348番地1、349番地1、350番地2、350番地3、350番地5及び350番地4並びに同所字塚穴369番地、370番地2、370番地1、372番地、384番地、385番地、389番地、389番地2、390番地、400番地及び401番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び11の地点と1の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(DL+1.75メートル)における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 海南北防波堤灯台(北緯34度08分50秒 東経135度10分58秒)から221度16分30秒2,006.40メートルの地点
- 2の地点 1の地点から21度42分28秒 4.95メートルの地

那賀振興局総務室の出納員	那賀振興局総務室の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	50,000円
--------------	--------------------------------	---------

別表日高振興局総務室の出納員の項の次に次のように加える。

西牟婁振興局総務室の出	西牟婁振興局総務室の現金の収納	100,000円
-------------	-----------------	----------

点

- 3の地点 2の地点から291度42分28秒 0.57メートルの地点
- 4の地点 3の地点から21度42分28秒 61.43メートルの地点
- 5の地点 4の地点から201度42分28秒 89.20メートルの地点
- 6の地点 5の地点から246度33分46秒 4.03メートルの地点
- 7の地点 6の地点から336度33分46秒 0.82メートルの地点
- 8の地点 7の地点から246度33分46秒 49.06メートルの地点
- 9の地点 8の地点から235度29分57秒 5.52メートルの地点
- 10の地点 9の地点から238度11分07秒 4.44メートルの地点
- 11の地点 10の地点から246度37分13秒 11.05メートルの地点

(3) 面積

8,402.55平方メートル

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成14年12月5日 14和歌山県指令漁第246号

4 しゅん功認可年月日

平成20年3月5日

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般  
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月14日

和歌山県会計管理者 小倉正義

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程(平成17年和歌山県出納長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表紀南県税事務所新宮出張所の出納員の項の次に次のように加える。



納員	に際し必要なつり銭に充てるため。	
東牟婁振興局総務室の出納員	東牟婁振興局総務室の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	20,000円
東牟婁振興局健康福祉部申本支所の出納員	東牟婁振興局健康福祉部申本支所の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	30,000円

別表図書館の出納員の項交付限度額の欄中「50,000円」を「70,000円」に改め、同表自然博物館の出納員の項の次に次のように加える。

紀伊風土記の丘の出納員	紀伊風土記の丘の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	30,000円
-------------	-------------------------------	---------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

入 札 公 告

平成20年度加太土砂採取事業環境監視に係る水質測定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務の名称

平成20年度加太土砂採取事業環境監視に係る水質測定業務

(3) 業務委託内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

(5) 委託業務期間

契約締結日から平成21年3月24日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第306号に規定する平成20年度加太土砂採取事業環境監視に係る水質測定業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部計画局総合交通政策課

(2) 日時

平成20年3月14日（金）から平成20年3月24日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く、毎日午前10時か

ら午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県企画部計画局総合交通政策課に対して平成20年3月25日（火）午後4時までに、書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、和歌山県企画部計画局総合交通政策課に対して平成20年3月25日（火）午後4時までに、書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 408号会議室

イ 入札日時

平成20年4月10日（木）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の用件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部計画局総合交通政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部計画局総合交通政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部計画局総合交通政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2352

ファクシミリ番号 073-441-2340

(2) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度和歌山県立学校自家用電気工作物保安全管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務の名称

ア 和歌山県立橋本高等学校等自家用電気工作物保安全管理業務

イ 和歌山県立粉河高等学校等自家用電気工作物保安全管理業務

ウ 和歌山県立和歌山西高等学校等自家用電気工作物保安全管理業務

エ 和歌山県立海南高等学校等自家用電気工作物保安全管理業務

<p>管理業務</p> <p>オ 和歌山県立箕島高等学校等自家用電気工作物保安管理業務</p> <p>カ 和歌山県立日高高等学校等自家用電気工作物保安管理業務</p> <p>キ 和歌山県立南部高等学校龍神分校等自家用電気工作物保安管理業務</p> <p>ク 和歌山県立串本高等学校等自家用電気工作物保安管理業務</p> <p>(3) 業務の仕様等 仕様書による。</p> <p>(4) 委託業務期間 平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで</p> <p>2 一般競争入札参加者の資格に関する事項 平成20年和歌山県告示第151号に規定する和歌山県立学校自家用電気工作物保安管理業務委託に係る競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階 和歌山県教育庁教育総務局総務課施設整備室(以下「施設整備室」という。) 電話番号 073-441-3648(直通) ファクシミリ番号 073-432-4517</p> <p>(2) 期間 平成20年3月14日(金)から平成20年3月21日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書等を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、平成20年3月18日(火)から平成20年3月24日(月)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に3の(1)に掲げる場所に書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館409号室</p> <p>イ 入札日時</p>	<p>平成20年3月27日(木)午前9時30分から、1の(2)に掲げる業務ごとに1の(2)のアからクまで順次行う。</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。</p> <p>6 入札方法</p> <p>(1) 5に定める日時及び場所に入札書を持参することとする。</p> <p>(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>8 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者の</p>
---	---

した入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課又は施設整備室の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課又は施設整備室の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の要否

否

13 その他

- (1) この入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課施設整備室

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館6階

電話番号 073-441-3648(直通)

ファクシミリ番号 073-432-4517

- (2) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第7号

平成19年11月7日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年3月14日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 那賀振興局

- (1) 監査実施年月日 平成19年10月9日

(2) 監査の結果

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金(元利合計)については、平成18年度末で約1,102万3千円の未収金となっており、前年度末に比し約67万4千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約632万円となっており、前年度に比し約170万円減少している。

生活保護事務が、紀の川市及び岩出市の福祉事務所に移管されたことから、未収金の償還事務だけが残されたが、今後両市との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

産業振興部

過年度分の登記事務促進については、「未登記事務処理計画」にのっとり、事務処理を進めているところであるが、平成18年度末現在、122筆が未登記として残っている。

これらの処理の促進については、現地に対応する公図が混乱している状況、地域性等もあり処理が困難な面は否定しがたいが、社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士会等の活用を今後とも強化継続するとともに、現在紀の川市及び岩出市において実施している地籍調査事業との連携も図り、農業農村整備事業と併せて行うなど手法を駆使し、未登記処理の促進に努力されたい。

- (3) 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金に対し、電話、文書、夜間訪問等により償還指導及び徴収を実施している。また、新たな滞納ケースの発生防止のため、厳正な貸付けの徹底を更に図るとともに、今後も「償還強化月間」を定期的に設け、集中的な債権管理に取り組む。

イ 生活保護費返還金に係る未収金については、生活保護を受けながら返還している者も多いため、定期的な分割返還を勧奨していくとともに、連絡のとれない者の所在調査等、今後とも、紀の川市及び岩出市と連携を密にし、未収金の早

期整理に努めていく。

産業振興部

過年度における未登記処理については、平成9年度より県単独事業の登記事務促進対策事業を活用し、平成8年度末の未処理件数185筆のうち、平成9年度から平成18年度までの10年間で63筆の処理を行い、現在122筆に減少している。平成19年度においては処理件数を6筆と目標設定し、現在、権利関係者と協議を行っており年度末までに処理完了すべく取り組んでいる。また、未登記122件の内76件が紀の川市平野字日向谷に存在している。広範囲の地図訂正が必要なため、平成24年度に予定されていた地籍調査による地図訂正後の処理を計画していたが、この度、当地域における地籍調査が延期される見通しとなったため、今回3年間の工程を組み未登記の解消にも取り組む。今後も引き続き登記事務促進対策事業を活用し、各市地籍調査担当課室、社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会等関係機関との連携を図り未登記処理に当たっていく。

2 紀北県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成19年10月9日

(2) 監査の結果

県税の未収金については、滞納整理に努力された結果、平成18年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約2億5,962万円と、前年度に比し約1,917万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉、資産調査の徹底等により滞納者の現況把握に努め、特に悪質滞納者及び高額滞納者に対する優先的な取組を行うなど滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税についても、悪質な案件については、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条に基づく県の直接徴収を積極的に実施するなど、県税収入確保に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 対応方針

県税収入の確保については、収入未済額の削減を図ることが不可欠であることから、紀北県税事務所の組織力の向上と、新たな徴収対策の実施、既存対策の改善及び強化により一層の徴収確保を図ることを目標として、「紀北地域県税徴収対策本部」において、以下の徴収対策を策定し、事務所一丸となって取り組んでいる。

イ 徴収目標、行動目標及び措置

- (ア) 目標徴収率を95.7%(対前年比+2.2%)とする。
- (イ) 収入未済額を対前年比85%(465百万円)以下にする。

る。

(ウ) 滞納整理の選別を的確かつ迅速に行い、差押え等滞納処分 of 早期着手に努め、また、財産調査等各種調査の徹底により、随時執行停止を行うなどをし、滞納整理カードを、1,000枚以内にする。

(エ) 督促状の発送に合わせて、直ちに電話催告を実施する。

(オ) 電話加入権や不動産公売の実施、タイヤロックを利用した差押え等積極的な滞納整理を行い、1,500件以上の差押えを実施する。

(カ) 個人県民税の徴収対策は、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条による直接徴収の強化及び市町への職員派遣の実施により、共同の徴収活動を通じ連携の強化を図ることに努め、徴収確保に繋げる。

(キ) 高額滞納事案については、本庁税務課のヒヤリングによる整理方針の確認、また、困難な案件については、特別滞納事案の指定を受けるなど、税務課との連携を強化し滞納整理を実施する。

(ク) 職員を、税務に関する一般研修及び専門研修に積極的に参加させることにより、職員各自の徴収に係る知識及び技術、納税交渉力の向上に努め、これを日頃の徴収活動に活用させる。

3 和歌山県公営競技事務所

(1) 監査実施年月日 平成19年10月9日

(2) 監査の結果

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成18年度末における返済状況は、次表のとおりである。引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、定期的な納入指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(単位:円)

調定額	収入済額	収入未済額
200,779,243	125,000	200,654,243

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

債務者については、資産もなく、収入を得るための手段についても、依然として厳しい状況にあり、早期完済は大変難しいと考えられるが、少額ではありながら、一定程度の返済を行っている現況であり、県としても、従前より行っている返済指導を継続して実施するとともに、返済が滞ることがあれば、催告状を送付する等、権利の消滅時効とならないよう、対策をとっていく。

4 監査対象機関名 伊都振興局

(1) 監査実施年月日 平成19年10月10日

(2) 監査の結果

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約749万円の未収金となっており、前年度末に比し約16万7千円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止のため、貸付時における償還指導を徹底するなど、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約255万4千円(1名1件)となっている。

橋本市との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

建設部

土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成18年度末現在で約276万4千円となっており、前年度に比し約15万2千円増加している。

今後とも、連帯保証人への督促、法的措置の適用等により未収金の回収に努めるとともに、さまざまな方策を本庁と協議しながら進められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金に関する新規未償還金の発生を防止するために、貸付申請時の審査の徹底、申請者、連帯借主及び連帯保証人の同席面接を基本とした連帯債務の周知徹底、無理のない貸付金額の指導等を行なっている。

なお、滞納者については、電話及び訪問による督促のほか、振興局に来所させ、償還計画の見直しをしたり、連帯保証人への接触を行なっている。

また、組織的な債権管理としては、強化月間を定め、職員2人1組体制で連帯借主や連帯保証人を訪問し、集中的に償還指導に取り組む。

今後とも、健康福祉部全体の課題として、母子寡婦世帯の実情を考慮しつつ、適切な償還指導を重ねていく。

イ 生活保護費返還金の未収金については、債務者が生活困窮を理由に滞納していたが、粘り強く交渉を重ねた結果、平成19年1月に毎月5,000円を返還することで合意に至った。計画どおり履行されるよう、今後も適切な償還指導に努めていく。

建設部

「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に沿って、電話による督促や夜間徴収、保証人との接触、交渉等、あらゆる方法を組み合わせた滞納整理に努めるとともに、さまざまな方策を本庁と協議しながら、未収金の削減を図るため取り組んでいる。

き、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年3月14日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 有田振興局

(1) 監査実施年月日 平成19年10月30日

(2) 監査の結果

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約320万円の未収金となり、前年度末に比し約18万4千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約1,018万円となっており、前年度末に比し約236万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど厳格な債権管理を徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

建設部

土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成18年度末で約659万円となっており、前年度に比し約53万円減少している。

今後とも未収金の回収に向け、連帯保証人への督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金の措置状況については、新規未償還金の発生を防止するため、貸付に際しては厳正な審査を行い、申請者、連帯保証人が同席のうえ面接を実施し、貸付の趣旨及び連帯債務についても確認を行っている。

また、滞納者に対しては、個別訪問や夜間訪問を行い、償還促進に取り組んでいるが、更に償還強化月間を定め、集中的に課をあげて償還促進に努めていく。

今後とも、母子寡婦福祉資金貸付金については、母子寡婦世帯の実情を考慮しつつ適切な指導を行っていく。

イ 生活保護費の不正受給の防止については、「不正受給防止対策周知事業」として位置づけ、毎年、受給世帯に対して訪問面接により制度の周知徹底に努めている。

生活保護費の未収金の整理については、家庭訪問や追跡指導に努めるなど償還促進に取り組むとともに、悪質な案件について刑事告訴を行ったところ、一部納付が得られる成果がでていいる。生活困窮等の訴えもある中で、引き続き粘り強く納付指導を行い、未収金整理に努めていく。

#### 建設部

土木使用料(公営住宅)の未収金については、今後も徴収委託管理人と連携するとともに、月5回程度実施していた戸別訪問回数を月8回程度に増やし、また、連帯保証人への督促及び法的措置の適用等、滞納整理体制を強化し、なお一層未収金の回収に努めていく。

11月戸別訪問回数 7回

12月戸別訪問回数 5回(平成19年12月17日現在)

#### 2 紀中県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成19年10月30日

(2) 監査の結果

県税の収入確保について、平成18年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は、約1億1,630万円と前年度に比し、約950万円の増加となっている。

また、個人県民税については、悪質な案件を地方税法(昭和25年法律第226号)第48条に基づく徴取引継ぎを関係市町から受けるなど、努力の結果、徴収率が、前年度に比し1%改善されている。

しかしながら、本年度は税源移譲により、約8割の税額増加が見込まれるため、未収額も増加することが予測される。

今後とも、継続的な交渉、資産調査等の徹底により、滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な滞納整理を実行し、収入未済額の縮減に一層努力され、厳正な債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

#### ア 地域県税徴収対策本部の設置

平成19年度においても県税事務所長を地域本部長とする地域県税徴収対策本部を設置し、具体的な徴収目標や行動目標を設定した徴収対策を策定して税収確保に取り組んでいる。今後も一層の滞納整理の強化に努めていく。また、県下合同の滞納整理強化月間においては、夜間及び休日の納税窓口を開設するなどの追加対策を実施している。

#### イ 個人県民税徴収対策

地方税法(昭和25年法律第226号)第48条に基づく

直接徴収に既に着手しているが、今後も各市町とより一層の協力体制の強化を図り、技術的支援等、各市町の実情に合わせた徴収対策の実施に努めていく。

3 日高振興局

(1) 監査実施年月日 平成19年10月31日

(2) 監査の結果

#### 建設部

土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成18年度末で約988万円となっており、前年度に比し約107万円増加している。

県営住宅委託管理人とも連携し、未収金の回収に努力されているところであるが、今後とも、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

#### 建設部

平成18年度においても、昨年度同様、新たな滞納者を発生させないよう、精力的に徴収活動を行ってきた。

徴収率については、悪質滞納者から過年度家賃の徴収ができた平成17年度よりも低かったものの、平年を若干上回る状況となっている。

平成19年度においても引き続き、県営住宅委託管理人と連携し、電話による督促、納付書(督促文書付)の送付及び徴収訪問を行う。また、悪質滞納者、長期不在者等には明渡し措置を行い、債権管理に努めていく。